

新 旧 対 照 表(給水装置工事基準)

【 旧 】

給水装置工事基準P. 28

2-5 メータ口径の決定

(2)一般住宅のメータ口径は、表2-7のとおり給水栓数により決定する。

表2-7 一般住宅の水栓数に対するメータ口径

水栓数	1~5栓	6~10栓	11~20栓
メータ口径 (mm)	φ13	φ20	φ25

【 新 】

給水装置工事基準P. 28

2-5 メータ口径の決定

(2)一般住宅のメータ口径は、表2-7のとおり給水栓数により決定する。

表2-7 一般住宅の水栓数に対するメータ口径

水栓数	1~5栓	1~10栓	1~20栓
メータ口径 (mm)	φ13	φ20	φ25

新旧対照表(給水装置工事基準)

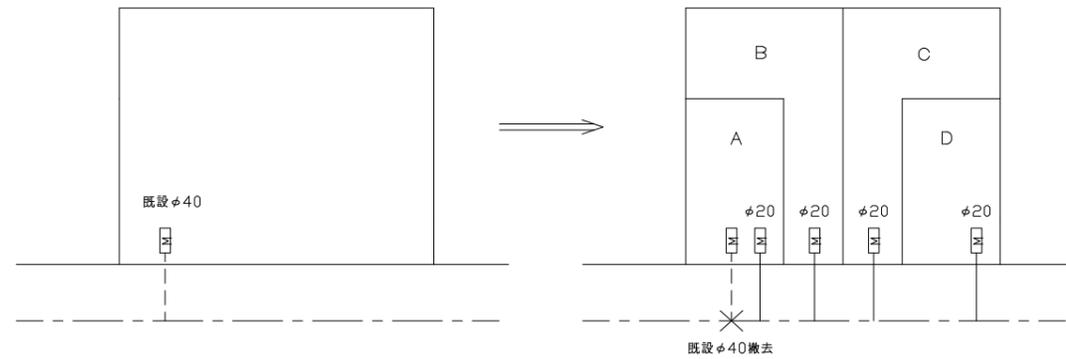
【旧】

給水装置工事基準P. 145

○加入金徴収の取扱いについて

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、加入金は、既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例4〕既設メータ口径φ40mmの場合



φ40mm 加入金 (1,287,000 円) を φ20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 6 件となる。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 6) = 138,600 \text{ 円}$$

分割する区画が 4 区画であるので、加入金は徴収しない。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 4) = 521,400 \text{ 円}$$

注) 差額の 521,400 円は還付しない。

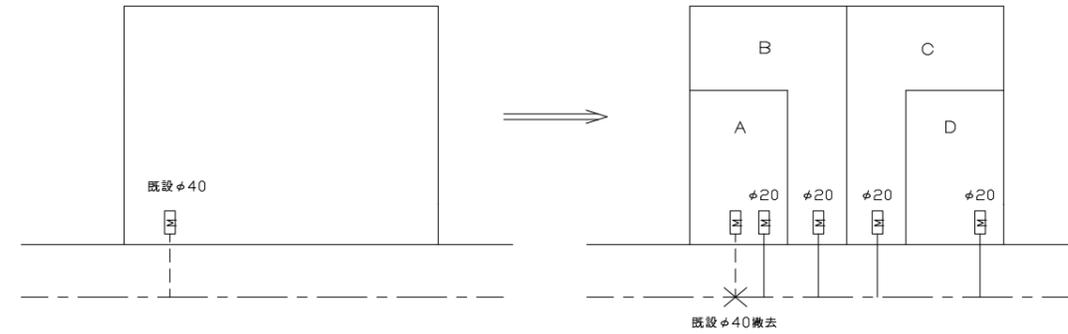
【新】

給水装置工事基準P. 145

○加入金徴収の取扱いについて

3. 開発行為等により、既設給水管を撤去し区画を分割する場合、または、集合住宅にする場合、加入金は既設加入金の範囲内で分割することができる。

〔事例4〕既設メータ口径φ40mmの場合



φ40mm 加入金 (1,287,000 円) を φ20mm 加入金 (191,400 円) に分割すると 6 件となる。

$$1,287,000 \text{ 円} - (191,400 \text{ 円} \times 6) = 138,600 \text{ 円}$$

注) 差額の 138,600 円は還付しない。

分割する区画が 4 区画であるので、既設権利を利用し、加入金は徴収しない。

$$(191,400 \text{ 円} \times 6) - (191,400 \text{ 円} \times 4) = (191,400 \text{ 円} \times 2) 382,800 \text{ 円}$$

注) 差額の 382,800 円は還付しない。